

第 10 回 第 1 農地部会議事録

- 日 時 令和元年10月17日(木) 午前10時00分
- 場 所 津市水道局 2階 大会議室
- 出席部会委員 1 太田 義政・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋
以上 12名
- 欠席委員 2 田中 康章・19 草深 みつよ
- 出席部会員外委員 会長 守山 孝之
- 議長 第1農地部会長 太田 義政
- 事務局職員 藤井事務局長・竹田主査
- 総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹
- 議事録署名者 4 東海 光政 ・ 5 村澤 藤次
- 事項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(地上権)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第7号 時効取得による所有権の移転について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(貸貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について(別冊)

議 事 の 次 第

- 議 長 それでは第10回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、2番 田中 康章 委員、19番 草深 みつよ委員の2名で、
 出席委員は12名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 4番 東海 光政委員、5番 村澤 藤次委員よろしくお願ひします。
 まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号
 まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 それでは、報告案件の説明をさせていただきます。
 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま
 す。
 番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は40,085.30㎡で、
 すべて田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
 約したものです。

 3ページから7ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ございま
 す。
 番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は55,238.71㎡、
 その内訳は田が41,945.71㎡、畑が13,293㎡、でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性があり
 ますので、届出人に対して指導しております。

 8ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ございま
 す。
 番号1、駐車場用地でございます。
 以上、件数は1件、面積は田で、85㎡でございます。

 9ページから11ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移
 転）、でございます。
 番号1、共同住宅用地 番号2、資材置場用地
 番号3、宅地分譲用地 番号4、一般個人住宅用地
 番号5、共同住宅用地 番号6、一般個人住宅用地
 番号7、資材置場用地 番号8、太陽光発電施設用地
 番号9、資材置場用地 番号10、駐車場・進入路用地
 番号11、車両置場用地でございます。
 以上、件数は11件、合計面積は20,993㎡で、その内訳は田が16,5

64㎡、畑が4, 429㎡、でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（地上権）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地でございます。

以上、件数は1件、面積は田で、734㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で、353㎡でございます。

14ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で面積が307㎡、取得年月日は、平成11年8月25日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

なお、申請地には平成5年以前に居宅が建築され、現在の現況は宅地として利用されておりますが、この後ご審議いただきます議案第6号番号1にて、是正に伴う申請がなされておりますのでご報告させていただきます。

以上、件数は1件、面積は田で、307㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 950, 152㎡、渡人 _____、面積 2, 033㎡、申請地 分部上頭 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2, 033㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大里、受人 _____、面積 8, 610. 30㎡、渡人 _____、面積 6, 163㎡、申請地 大里山室町西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 371㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 草生、受人 _____、面積 6,764.75㎡、渡人 _____、面積 1,740㎡、申請地 安濃町草生大上郷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 584㎡ 外2筆、合計面積 723㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により営農縮小する渡人から、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は3,127㎡で、その内訳は田が2,756㎡、畑が371㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 櫛形。

東海委員 4番、東海です。事務局の説明通りです。問題ありません。

議 長 番号2、地区 大里。

事務局 本日、担当委員である19番草深委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております。その内容は、『地元推進委員と現地確認を実施したところ、特に問題ない』とのことでした。

以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 番号3、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。10月9日、海野委員と地元推進委員と現地確認を致しました。何も問題ありませんでした。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号1、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,937㎡ 外1筆、合計面積 2,068㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地に2階建共同住宅4棟の建築とともに、入居者用駐車場40台分を整備しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、当案件に関連し、この後でご審議いただきます議案第3号、番号12では、当申請地へ進入するための道路拡幅を目的とした案件も同時に申請されています。</p> <p>番号2、地区 安西、申請者 _____、申請地 芸濃町岡本浅田 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 647㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を _____ とするものですが、平成18年以前には、近隣住民の憩いの場として無償で提供し、既にこの目的で利用されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積はすべて畑で、2,715㎡でございます。</p> <p>いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 棕本。</p>
牧野委員	<p>10番、牧野です。先日、会長、地元推進委員、事務局とも立ち会いましたが、当該地は下水道も整備されておりますし、問題ないと思います。</p>
議長	<p>番号2、地区 安西。</p>
片岡委員	<p>9番、片岡です。10月9日に、我々委員と、地元推進委員と現場確認致しました。ここは、申請地の隣が宅地続きの内にある畑で、地域の人たちが利用しておりました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。</p> <p>皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いた</p>

します。

議長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページから19ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真 外、 受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 栗真小川町沢_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 054㎡ 外1筆、合計面積 1, 097㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、558.29㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真 外、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 栗真小川町東浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 110㎡ 外1筆、合計面積 1, 172㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、501㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 一身田、受人 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野いノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 638㎡ 外2筆、合計面積 1, 876㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.5㎡、敷地内に段差や法面などでパネルが設置できない部分があり、それらを除く有効面積1, 275.93㎡に対するパネルの設置率は、転用面積の40%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、番号5に関しましては、隣接しており転用目的が同一事業であることから、一括して説明をさせていただきます。

まず、番号4についてですが、

地区 神戸、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 野田林垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 103㎡。

番号5は、地区 神戸、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 野田林垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、

面積 100㎡。

これにつきましては、広告企画販売を営む受人は、今後事業拡大を計画する中で、当該申請地が必要である旨の理由書が添付され、会社が市街化区域内であることから、資金及び必要な面積を満たす土地が見つからず苦慮していたところ、申請地を譲り受けることになり、社員及び営業用の車両を状況に応じて駐車させる、駐車場用地とするものです。

農地区分は、番号4、番号5とも第2種農地と判断されます。

番号6、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 安東町木若 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 100㎡ 外1筆、合計面積 289㎡。

これにつきましては、申請地の西隣に居住する受人が、自己駐車場用地とするものですが、この後でご審議いただきます議案第6号番号2にも関連しております、当該地は申請地の北側に位置しますが、帰郷する受人的ご子息も含めて駐車場を使用するものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 片田、受人 _____ 外1名、渡人 _____ 外1名、申請地 片田久保町宮之腰 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 101㎡ 外2筆、合計面積 248㎡。

これにつきましては、申請地に隣接する空き家を購入し、移住しようとする受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 高茶屋、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 城山三丁目 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,249㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601.2㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 黒田、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行小林 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 23㎡ 外7筆、合計面積 478.32㎡。

これにつきましては、受人は申請地の周辺に3カ所の土砂採取場を所有していることから、渡人から申請地を譲り受け、従業員用の駐車場用地として整備しようとするものですが、道幅が狭い道路が混在し申請地の近くにある地元自治会へ無料開放もしようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 椋本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本巾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 846㎡ 外3筆、合計面積 1,845㎡。

これにつきましては、農機具及び農業用機械の修理・販売業を営む受人が、渡人より申請地を譲り受け、現在借地である会社を移転するため、事務所及び倉庫用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号11、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本市_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 512㎡。

これにつきましては、建築業を営む受人は、申請地の隣接地に自己の資材置場を所有しておりますが、手狭であるため既存敷地の拡張を計画していたところ、渡人との合意に至ったことから資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 117㎡ 外1筆、合計面積 243㎡。

これにつきましては、受人は、議案第2号番号1にてご審議いただいた、共同住宅用地へ進入する為の道路拡張を目的に、渡人から申請地を譲り受けるものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,237㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、2階建の共同住宅2棟の建築とともに入居者用駐車場20台分を整備しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 明、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町忍田松山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 552㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、349.92㎡、パネルの設置率は、転用面積の63.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所五会内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 783㎡。

これにつきましては、北側に隣接する_____である受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____用の駐車場を整備しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町粟加川添_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 167㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、平成14年頃に建築し、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするもの

です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 香良洲、受人 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 364㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、343.71㎡、パネルの設置率は、転用面積の94.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 812㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、平成25年頃より近隣にある製材所の資材置場として、使用している旨の始末書が提出されております。

パネル設置面積は、739.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の91.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 香良洲、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 香良洲町大新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 532㎡ 外1筆、合計面積 849㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、441.93㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は13,976.32㎡、このうち田が8,352㎡、畑で5,624.32㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 栗真。

坂野委員 21番、坂野です。10月9日、守山会長、太田部会長と事務局と現地確認し特に問題はありませんでした。

議長 番号3、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。10月9日、部会長、地元推進委員、事務局と現地確認を行

いました。事務局説明通り問題ありません。

議長 番号4から番号7、東海委員お願いします。

東海委員 4番、東海です。4と5は隣接地でございます。10月9日に事務局と地元推進委員と現地確認致しました。何ら問題はありませんでした。

6番の楕形は、10月9日に事務局及び川邊委員、地元推進委員と現地確認しましたが、何ら問題ありませんでした。

7番片田は、10月9日に事務局及び川邊委員、地元推進委員と現地確認致しましたが、何ら問題はありませんでした。

議長 番号8、地区 高茶屋。

村澤委員 5番、村澤です。10月9日に地元推進委員、事務局と現地確認致しました。何の問題もありません。

議長 番号9、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現地確認しましたが、何ら問題ありません。事務局の説明通りです。

議長 番号10から番号13、地区 棕本。

牧野委員 10番、牧野です。10番は借地で農機具販売をされている方が手狭になったということで、申請書が提出され、会長、部会長、地元推進委員と立ち会い致しました。下水道も整備されておりますので、何ら問題が無いと思います。

11番は、資材置場ということで、10月9日に現地調査を行いました。何ら問題無いと思います。

12番は、第2号議案で出ておりました案件に関連してありまして、進入路を拡張したいという内容で、何ら問題が無いと思います。

13番はアパート建築で、いま申請が上がっている隣接地になります。現場立ち会いを実施しましたが何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 番号14、地区 明。

片岡委員 9番、片岡です。地元推進委員と9日に現場確認致しました。隣の宅地ですが、何ら問題ないというご説明で確認致しました。よろしくをお願いします。

議長 番号15、地区 辰水。

清水委員 11番、清水です。9月24日、地元推進委員に行ってください何も問題ないと報告をいただいております。

議長 番号16、地区 明合。

海野委員	12番、海野です。10月9日に内藤委員、地元推進委員と現地確認をして、何ら問題が無いと判断致しました。
議長	番号17から番号19、地区 香良洲。
村澤委員	5番、村澤です。10月3日、地元推進委員、事務局と現地確認しました。何の問題も無いということで、よろしくお願いします。
議長	若干ながら太陽光が減少したように思います。喜んでいいのかどうか。番号1から番号19について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
議長	次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 安濃、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町内多壺之坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 908㎡ 外1筆、合計面積 1,036㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に令和2年7月31日までの賃貸借権を設定し、申請地を三重県発注の下水道工事に伴う、重機及び車両停留場用地として一時転用するものです。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地で、不許可の例外に該当すると判断されます。</p> <p>番号2、地区 安濃、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町安濃豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 641㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、一体利用地の山林を含み708㎡、パネルの設置率は転用面積の41.4%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は1,677㎡、このうち田が1,036㎡、畑で641㎡ でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、</p>

許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 安濃。

海野委員 1 2 番、海野です。番号1は、下水道工事に伴う資材置場にして、工事終わり次第、原状復帰ということで問題なしと判断させていただきました。
2 番は、地元推進委員と現地確認を致しました。問題なしとの判断をさせていただきます。

議長 番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

議長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 2 1 ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町蟹田_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 8. 8 8 m² 外1筆、合計面積 6 5 3. 8 8 m²。

これにつきましては、自営で外構業を営む娘婿である借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、居宅より近い申請地を資材置場用地とするものですが、平成28年頃から既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は6 5 3. 8 8 m²、このうち田が8. 8 8 m²、畑で6 4 5 m²でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里。

事務局	<p>本日、担当委員である19番草深委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております。その内容は、『10月9日水曜日に、地元推進委員及び事務局立会いのもと現地確認を実施したところ、特に問題ない』とのことでした。</p> <p>以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 楡形、願出者 _____、申請地 分部宮ノ谷_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 307㎡ 外1筆、合計面積 464㎡。</p> <p>これにつきましては、平成4年10月28日に撮影された、空中写真撮影記録証明書により、申請地はこの時既に居宅が建築されていることが確認できます。</p> <p>申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号2、地区 楡形、願出者 _____、申請地 安東町西川原_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積459㎡ 外3筆、合計面積 1,222㎡。</p> <p>これにつきましては、平成4年10月28日に撮影された、空中写真撮影記録証明書により、申請地はこの時既に居宅及び農業用倉庫が建築されていることが確認できます。</p> <p>申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号3、地区 雲出、願出者 _____、申請地 雲出長常町北浦_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 148㎡。</p> <p>これにつきましては、平成31年度固定資産税課税明細書により、昭和50年に居宅が建築されていることが確認できます。</p> <p>申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>番号4、地区 椋本、願出者 _____、申請地 芸濃町椋本百々_____、</p>

台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 250㎡。

これにつきましては、昭和57年11月14日に撮影された、空中写真撮影記録証明書により、申請地はこの時既に居宅が建築されていることが確認できます。

申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号5、地区 長野、願出者 _____、申請地 美里町北長野松香田_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 287㎡。

これにつきましては、平成4年10月28日に撮影された、空中写真撮影記録証明書により、申請地はこの時既に居宅が建築されていることが確認できます。

申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過し、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は5件、合計面積は2,371㎡、このうち田が992㎡、畑で1,379㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 榊形。

東海委員 4番、東海です。10月9日、事務局と川邊委員、地元推進委員と現地確認を致しまして、事務局の説明通り問題はございませんでした。
2番の榊形は、これも事務局と川邊委員と現地確認をし、事務局の説明通り問題はございませんでした。

議長 番号3、地区 雲出。

村澤委員 5番、村澤です。10月9日、事務局と地元推進委員の3人で現地確認致しました。住宅地の中にあり、その中でも一番建築年度が古そうな家でしたので、間違いのないと思います。

議長 番号4、地区 椋本。

牧野委員 10番、牧野です。片岡委員と事務局とで現地を確認してきました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。

議長 番号5、地区 長野。

清水委員 11番、清水です。9月24日、地元推進委員と共に現地確認し、事務局の説明通りで何も問題ないと聞いております。

議長	<p>番号1から番号5について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。</p> <p>皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に別冊でお配りしました、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。</p> <p>各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。</p> <p>田の賃貸借、使用貸借で28,168㎡、畑の使用貸借で821㎡、契約件数は9件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借9,659㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で70,599㎡、畑の賃貸借で3,382㎡、契約件数は13件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借で12,576㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の使用貸借で10,413㎡、契約件数は2件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、契約ございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて131,415㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4,203㎡、合計契約件数は30件、合計面積は135,618㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は津地区7件、河芸地区1件、安濃地区9件、芸濃地区2件、美里地区1件で合計20件、合計面積は86,881㎡でございます。</p> <p>なお、認定農業者への集積率は、件数で66.7%、面積で64.1%となっております。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する
案件について、ご審議をお願いします。
まず、整理番号9についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号29についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号30についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長	次に、整理番号 31 についてです。 _____ 委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。入室してください。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは議案第 7 号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。 以上で第 10 回第 1 農地部会を終了いたします。
	午前 10 時 49 分

上記は、第 10 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

令和元年 10 月 17 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____